

13 議案第17号関係

おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員 (<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次項第2号において「省令」という。)</u> <u>第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。</u>) その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員 (<u>省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>) その他これに準ずる者 1人</p>